

免税制度を活用して 肉牛経営をランクアップ!!

肉用牛売却所得の
課税特例措置の活用



社団法人 全国肉用牛協会

社団法人 全国肉用子牛価格安定基金協会

会長 山中 貞則

Q 免税制度って何？

正式には「肉用牛売却所得の課税特例措置」と言い、
家畜市場などで肉用牛を売却したとき、1頭当たり100万円未満
なら税金が免除される制度のことです。



Q 誰でも 利用できるの？

なるほど

この制度の対象となるのは

- ①農業を営む個人
または
 - ②農地法に規定する
農業生産法人
- に限られます。



Q どんな牛でも いいの？

牛なら何でもいいというわけ
ではなく、次の種類の牛が対
象となります。

- ①肉専用種
- ②乳雄などの肉用
仕向けの乳用種

わかった



Q どんな売り方でも 大丈夫？

以下の4通りの売却方法が、この制度の対象となります。

- ①家畜市場や臨時市場で売却
- ②中央卸売市場で売却
- ③農林水産大臣が指定または認定した市場
で売却
- ④農林水産大臣が指定した農協等に委託し
て、生後1年未満の肉用子牛を売却



Q 免税になるのは どの税金？

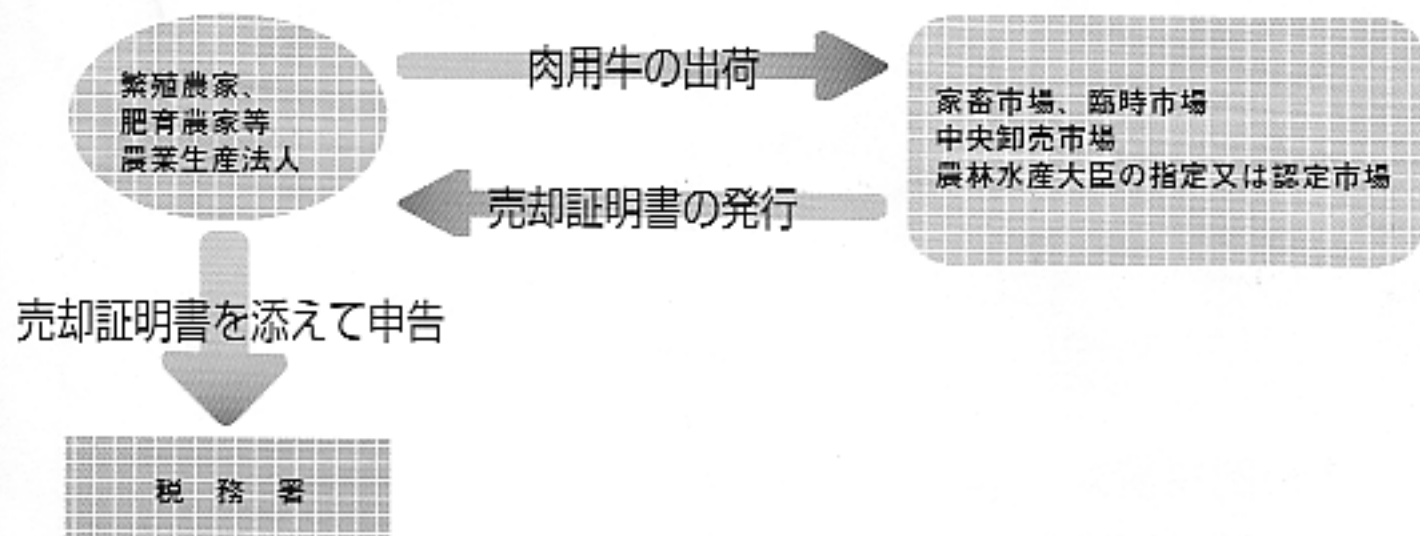
所得税・法人税および住民税（道府
県民税と市町村民税）が対象となります。

免 税



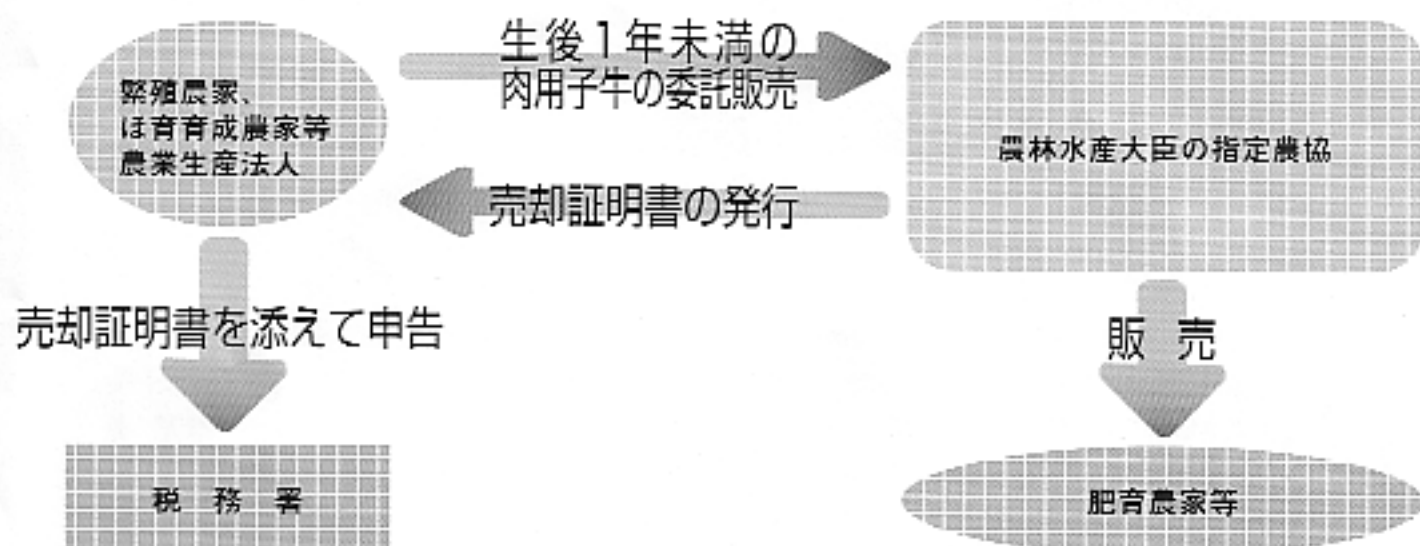
家畜市場などで売却する場合

ここで気をつけなければならないのは、売却証明書を発行してもらうこと。この書類がないと免税が受けられませんから、必ず発行してもらうようにしましょう。



指定農協などに委託して売却する場合

この場合でも、売却証明書の発行が必要なのは同じです。証明書の発行以外に気をつけることは、売却する子牛が生後1年未満の肉用子牛であることが条件となっています。



特例措置の適用期間は

所得税 平成17年12月31日まで

法人税 平成18年3月31日まで

住民税 平成19年3月31日まで

詳しくは市町村役場か農協等へお問い合わせ下さい

2大に売
通りはり
りくわ方
あるけの
そて方法



農協等の担当者の方へ

1 特例措置対象者

- ①農業を営む個人……耕種作物（飼料作物を含む）もしくは果樹等の栽培を行なう事業または養蚕の事業とあわせて肉用牛を飼養する者が対象となります。
- ②農地法に規定する農業生産法人

農地を所有または借用し、耕種作物の栽培等を行なっている畜産農家および農業生産法人が対象となります。農地を所有または借用もしておらず、購入飼料だけで肉用牛を飼養している畜産農家および法人は対象とはなりません。

2 特例措置対象肉用牛

- ①肉専用種の雄牛（種雄牛を除く）および雌牛
- ②肉用仕向けの乳用種の雄牛（種雄牛を除く）および雌牛

- 罪
対
象
牛
- ①種雌牛（種畜証明牛）
 - ②肉用牛の子取り用雌牛で、固定資産として経理されている牛
 - ③乳牛の血のうち、子牛の生産の用途に使われた牛
 - ④100万円以上で売却された牛で、高等登録牛または有種登録牛ではない牛
 - ⑤2ヵ月未満しか飼養されていない牛

3 特例措置の適用対象となる売却の場所および方法

- ①対象となる肉用牛を次の市場で売却した場合、本措置の適用対象となります。
 - ア 家畜取引法に規定する家畜市場および臨時市場
 - イ 中央卸売市場
 - ウ 畜産物の価格安定等に関する法律附則第10条の規定により農林水産大臣が指定した指定市場
 - エ 条例に基づき食用肉の卸売取引のために開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
 - オ 農業協同組合、農業協同組合連合会または地方公共団体等により食肉用の卸売取引のために開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
- ②対象となる肉用牛のうち生後1年未満のもので、農業協同組合または農業協同組合連合会（肉用子牛生産安定等特別措置法に規定する指定協会から、生産者補給金交付業務に関する事務の委託を受けており、また農林水産大臣が指定した農協、農協連）に委託して売却された場合も本措置の適用対象となります。

❗ 忘れないで

農林水産大臣の認定または指定を受けている、上記3の①のエおよびオの認定市場と②の農協および農協連において、合併等により名称の変更がある場合には、事前に都道府県の畜産担当課へ届け出し、変更の手続きをしないと、認定および指定を取り消され、制度の適用を受けられなくなりますので、変更等がある場合には、事前に早い段階で必ず届け出るようにしてください。